

司会

本日は大変お忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今より、第66回大和郡山市都市計画審議会を始めさせていただきたいと思っております。

私は、本日司会を務めさせていただきます、都市計画課の下野と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日ご出席いただいております委員は、20名中14名でございます。

半数以上ご出席をいただいておりますので、大和郡山市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、本審議会は成立しております。

それでは、開会にあたりまして、上田市長よりご挨拶申し上げます。

市長

それではみなさんこんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は第1号議案として、「小泉工業団地地区地区計画案について」がございます。我々は靴団地ということで馴染んでまいりました。昭和59年に創業してるので、35年ほどですかね。当時は靴産業が大変盛んで、工業団地を造ったわけですけど、時代が変化をしてなかなか靴産業も思うようにいかない。しかし、そうしたなかで、当市のふるさと納税の一番の売れ筋が実は紳士靴ということで。今後も応援していきたいと思っております。準工業地域として可能な工場をどのように展開していくかとか、直売店舗も可能になるようですし、人手不足に対応するために寄宿舎等も建築が可能だということで、新たな形で出発ができればと思うところでございます。その他に、生産緑地地区の変更案ですとか、特定生産緑地の指定案ですね。前回に引き続き議案としてあがっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今日は15時から奈良テレビで、日越合同番組が放送されております、日本とベトナムの合同で。ずいぶん前に取材を受けたことは覚えておるんですが、ベトナム語で流れて日本語で字幕ということで、15時からちょうど3時間やっております。また、ビデオでもご覧いただければと思います。向こうでも金魚が広まっているということで、この番組を通じての宣伝もやりたいところであります。どうか、第66回の都市計

画審議会でございますけれども、忌憚のないご意見をいただきながら、ご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

司会 ありがとうございました。誠に恐縮ではございますが、上田市長は次の公務のため、これをもちまして退席とさせていただきます。  
ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

《上田市長 退席》

司会 なお、第1号委員の、近畿日本鉄道株式会社 田野（たの）委員が笹川（ささがわ）委員に変更になりましたが、今回はご欠席の連絡をいただいておりますので、新しい名簿をお席に置かせていただいておりますのでご確認ください。

また、第1号委員の近畿大学 総合社会学部 教授 久委員、大和郡山市商工会 会長 中野委員、西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 大阪支社 副支社長 宮本委員、一般社団法人 大和郡山青年会議所 直前理事長 櫻木委員、また、第3号委員の、郡山警察署 署長 松本委員につきましても、ご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、傍聴の方についてですが、2名来られております。

大和郡山市都市計画審議会の傍聴に関する基準により、傍聴を許可し、進行させていただきます。

それでは議事に入ります前に、当審議会の議長につきましては、慣例により会長をお願いしておりますが、皆様方いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

司会 ありがとうございます。「異議なし」とのことです。それでは春名会長、議事進行のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 はい。もうずいぶん天気が不規則で、今日なんかは寒い日になっておりますが、議案のほうは前回に引き続きどんどん出てきてますし、新しい小泉工業団地の案も出てますので、活発にご議論願いたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。議事次第に従いまして、第1号議案の「小泉工業団地地区地区計画案について」、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 はい。都市計画課の澤田より、説明いたします。座って説明させていただきます。

(第1号議案について説明)

本件は、大和郡山市の都市計画決定手続きになりますので、ご審議のほう、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。内容が、言葉だけでは分かりにくいと思うんですが、いかがでしょうか。何かご意見ありましたら。

尾口委員 もともと靴団地があった敷地をそのまま工業団地に指定するというところで、敷地が広くなったり狭くなったりということはないんですか？

事務局 そうですね。元々の団地の区域ということになります

尾口委員 あと、この地区計画が実現すると、違う業種の工場が来たり、販売店や寄宿舍が建てられたりということなんですが、現に計画されているような話は聞いていますか？

事務局 今のところは、聞いていないです。

議長 私のほうからちょっとお尋ねします。こういう計画が出来たら、何か後ろから推進していくような姿勢が必要だと思うんですが、市のほうでは何かお考えでしょうか？

事務局 地域振興課に商工業支援室というのがございますので、そちらのほうと連携していくことになるかと思えます。

議長 せっかく特徴ある団地を造ろうとしているんですから。雰囲氣的なものだと、靴というのはわりあいファッションのもので、このへんのとこインターチェンジも近いですからね。都会通る車の、インターチェンジ通るようなものを誘導してきたら何か新しいものも出来そうな感じもしますので、そのへんのところのアイデアをまとめていただくのはいかがですか？

事務局 地元のほうで、団地の中で企業さんがおられます。その中で、靴のみで生きていくのか、靴の中で、製造ということですとずっと耐えてこられました、一生懸命。それを、新しい方策で、この中で変えていきたい。また、靴をやめて他の業種に転換したいという方もおられます。その方々も、一緒になって育っていきたい。靴団地を今後続けていきたい。名前は変わりますが、名称変わって、この団地をもうちょっと工場として、また、製造だけでなく販売も出来るようなことで転換していきたいという組合員さん、ここにおられる、実際使っておられる方の思いがここには入っているのかなというふうに、地元と一生懸命協議してきたつもりでございます。

議長 私が話した意見のように、いろんなご意見がおありになると思えます。いい機会ですので、ここでご発言いただいて、今後の計画推進を支えるという、都市計画課の1つの仕事です。また、審議会の1つの仕事です。何かございましたら。良い機会ですのでいただけましたら。

長田委員 例えば、風俗営業とかはアウトだと思うんですけども、ここで働く職員さん、工員さんがちょっと休憩したり、レクリエーション的な施設というのは可能ではないのでしょうか？そういうのは必要ではないんですかね？何か、堅苦しい建物ばかりで、工員さんの気分をほぐすような施設も必要じゃないのかな、と思うんですけど。

事務局 もちろん、工場の中に休憩室というのがあると思えますので、そちらのほうで対応ということになってくるかと思えます。ここで大事なことなんですけれども、2ページの4番目に、都市計画マスタープランにおける当

該地の整備方針というのがございまして、こちらのほうに、「工業ゾーン」に沿ったものにしないといけないということです。そういった娯楽施設というのは商業施設にあたってくるのでちょっと無理なのかな、ということで、今回は、堅いかもしれませんが、工場中心だと。その中でも、物品販売店舗というのが、その地区内で造られたものを販売していくのはあり、ということにさせていただいているところです。

議長　　今ちょうど、都市計画マスタープランの作り変えを行っている最中ですので、逆に言えば、そうゆう真面目くさったものだと面白みも何もないので。もう少し、「盛り上げていこうやないか」というような発想なんかも大切だと思いますのでね。各地で新しい、靴のファッションなんていうのは最近ものすごく色々とテレビでもやっているようなので、イベントと結びつけたりですね、計画するようなことも考えるということで。都市計画マスタープランをもう少し華やかなものというか、可能性のあるものにしていきたいという、これは私の意見ですけども。皆さんにお願いしておきたいと思います。よろしくお願ひします。他にございしますか？

西形委員　　この靴工業ですね、今もやっておられるんですけど、こういう計画がもちあがったことで現存しておられる靴工業にどういったメリットがあるのでしょうか？

事務局　　はい。5ページをご覧くださいませでしょうか。左下のほうに、「建築物等の用途の制限」というのを書いているんですけど、その中の4号に、工場生産された製造品を販売できるものを建築可能にしておりますので、そちらのほうで、今まででしたら、販売も出来ていなかった部分もございしますので、活性化を図っていきたくて考えています。それと、さきほど春名会長からございましたように、もうちょっとこの地区で盛り上がっていくものが必要だよということだと思っておりますけど、それについては、これも同じく4号になるんですけども、工場に付属する物品販売店舗だけではなくて、単独敷地で物品販売店舗も建築可能ということにしています。それは3, 000㎡以内ということなんですけど、どういう思いでそれを作ったかといいますと、この地区の所有者の皆さんと話し合いをしていく中で、この地区の中で活性化していきたいと。みんなと一緒に活性化

化していくために、みんなで共同出資して出来る販売店舗が欲しいな、ということがございましたので、これを入れていきます。そこの地区で造ったものがそこで売れるという、そして、その販売店舗でまたお客さんに来てもらってお客さんへのリサーチなりアンケートもしていきたいなということがありますので、そういったところも今回は入れているところでございます。

議長 いかがでしょうか。こういう話がたくさん出てきますと、次々話題が出てきて、おもしろいことができると思うんですが。

関本委員 意見じゃなくて質問なんですけども、5ページの左下の「建築物等の用途の制限」の2番に「危険物の貯蔵又は処理に供する建築物」、これ危険物というのはどういうものかということをお教えいただけますでしょうか？

事務局 はい。危険物につきましても、こちらのカッコ書きに「建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く」とありまして、これが何かといいますと、都市計画の用途地域でいいますと準工業地域に建てられるものしか駄目ですよ、という内容になります。ご質問の内容でいいますと、準工業地域というのがどういう定義をされているかといいますと、都市計画法の中で、「主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域」となっておりますので、環境を悪化するようなものはないのかな、と。また、あったとしても環境関連法というのがございますので、そちらの法律の中で制限していくことになるので、大丈夫なのかな、ということで判断しているところでございます。

議長 よろしゅうございますか。

関本委員 はい。

議長 それでは、今日こういう計画がここで表明されたということで、前に行くんですが、またの機会に出てきましたら、ご意見賜りたいと思います。それでは、問題ない、ということでよろしゅうございますか？

(「はい」との声あり、反対意見なし。)

議長 それでは、第2号議案、生産緑地地区の変更でございます。  
事務局よろしく申し上げます。

事務局 はい。それでは7ページをご覧ください。

(第2号議案について説明)

本件は、大和郡山市の都市計画決定手続きになりますので、ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

議長 いかがでしょうか？ただ今の説明について、ご意見がございましたら。

堀川議員 今、事務局のほうから第2号議案のご説明をいただいたわけですが、いま議論するこの生産緑地地区に関しては指定されてから何年が経っているのでしょうか？

事務局 はい。平成4年が当初の指定になりますので、27年ということになります。

堀川委員 残り3年で30年といったところで、このように地域の交換をされるということではありますが、生産緑地地区といったところに対して、事務局側のご意見、考え方も含めて、せっかくの機会ですのでお伺いしたいと思います。当然、今言われている2022年問題と言われるような問題もあるところから、大和郡山市の生産緑地地区についての今後の考え方について、事務局側の考えをお聞きしたいと思うんですが。

事務局 はい。今現在、生産緑地法もだいぶ改正されてきまして、国のほうとしましても、「都市農地」という、生産緑地のことだと思っんですけど、「都市農地」というのが非常に大事だということが示されているところですので、大和郡山市もその方針に従って、生産緑地の維持、それから、今後、生産緑地地区の指定を新たにしていけるのかどうかも含めて、検討してい

なくてはいけない時期にきているのかな、と考えているところです。今現在、今年度と来年度で、緑の基本計画というものを作っているところなんですけども、その緑の基本計画の方針に基づいて、生産緑地を新たに指定していくのかどうかということを決めていきたいというのが市の思いでございます。

堀川委員　　ちょうど境目の時期にきているのかな、というふうに私も考えます。緑の基本計画ですか、今検討していただいているということではありますが。これ以上、生産緑地地区の指定を増やしていくのか否かといったところで、当然、今検討段階ではあると思いますが、今の段階で、当局としてはどのようなお考えを持っておられるのか、再度お聞きしたいです。

事務局　　大和郡山市の場合は、平成4年に当初指定して以来、今現在まで生産緑地地区の追加の指定はございませんでした。ただ全国的に見てますと、追加で指定していないところが珍しいような印象がございますので、それと国の方針で、先ほども言いましたけど、都市農地が重要になってきていることも踏まえて、やはり、今減ってきていますので、少しは増やしていかなければいけないのかなというように考えています。どれだけ増やすのかというところまで、検討していかななくてはいけないと考えているところです。

堀川委員　　また、基本計画も検討して策定されるということでもありますので、その動向を注視しながら、議会のほうでも見守っていきたいと思うところです。もう1点ですが、今、生産緑地地区というところで、市内の地区数が82ということではありますが、市内のどの地域に生産緑地地区と言われる地区が集中しているのか、また、その面積割合が分かれば教えていただけますでしょうか？

事務局　　はい。一番多いのが、郡山地区、旧市内ですね。市内全体の生産緑地地区の31%が旧市内に集中しているところがございます。それと、矢田のほうは24%、昭和地区が25%といったところがございます。ですので、一番多いのは、旧市内というところがございます。

議長 よろしゅうございますか。

堀川委員 はい。

議長 次の議題も、「特定生産緑地の指定案」ということでございます。生産緑地の問題は、地方でバラバラなところがありまして。大和郡山市ではこう考えているという見解をどこかでまとめて、こういうところに出していただけたら分かりやすいんじゃないかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。それでは次の議題に入りたいと思います。

(反対意見なし。)

では、第3号議案「特定生産緑地の指定案について」ということで、ご説明お願ひいたします。

事務局 はい。それでは11ページをご覧下さい。

(第3号議案について説明)

本案は都市計画決定ではございませんが、特定生産緑地を指定しようとするときは、都市計画審議会で見解を聴かなければならないとされておりますので、ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

議長 皆さんよくご存じだと思いますが、いかがでしょうか？

尾口委員 さきほどの説明の中で、意向調査をされて、未回答者のお宅を訪問するということでしたが、どれくらいあるんですか？今のところ。

事務局 はい。今のところ、53名義の方にアンケートを送らせていただきまして、日もまだそんなにないんですけど、まだ43名の方の回答が返ってきていないといったところで、8割くらいの方がまだ回答していないというところでございます。

尾口委員      ご丁寧に写真を付けていただけて助かるんですけども、古い写真が載っかって。例えば17ページなんかは3月7日なんですよね、写真の右下を見ると。なかには、ページ数に隠れて写真の日付が分からないページもありましたけども。これがね、直近のほうがいいかなと思うし、できればそのようにしてもらいたいですけど。17ページの下の写真を見ると、向こうの家のほうから見ると廃車なんかが置かれていて、これ生産緑地なのかなあ、と思わず疑ってしまいたいんですけど。端のほうに置いてあるから、まあ構わないといえば構わないんだろうけども。そういった状況で使われているというのは、どうなんだろう、好ましくないのかな、と私は思ってしまったんですけど、そのへんどうですか？

事務局          はい。17ページですか？廃車が見えるのは？

尾口委員      はいはい。写真の奥の方から見たら見えます。

事務局          下の写真ですか？

尾口委員      はい。下の写真の奥から見ると、ちょうど真ん中の木の下あたりにあります。

事務局          ああ、はい。ちょっと赤い線で隠れているかもしれないですけど、これは廃車じゃないか、ということですね？

尾口委員      はい。私、見てきましたから。

事務局          ありがとうございます。また確認させてもらいますけども、そういった疑義が生じた時には、農業委員会等と連携して、ちゃんとやっているのかというのは確認させてもらっているところですけども、その廃車の部分が本当に生産緑地に含まれているかというところはちょっと分かっていなかったんで、また確認していきたいと思います。

尾口委員      はい。それとね、これはもう終わった議案なんですけど、7ページのところを見てもらうと、ちょうどページ数が写真の日付の上に乗っちゃ

って、日付が分からないんで、これはちょっと考えて欲しい。写真の日付をこっちも頼りにして、現状を見て、一応全部、まわってきたんです、現状を見て、この写真のころはこういう状況だったんだろうなと思いますので、是非お願いします。

事務局 はい、申し訳ございません。

尾口委員 見てきて、問題はありませんでした、会長。

議長 はい。これは情報の信頼性ということですね。

事務局 今後は、ページ数が日付にかぶらないように注意いたしますので、申し訳ございませんでした。

堀川委員 特定生産緑地の指定案、ということで、生産緑地の10年延長がしたい、といった申出を受けての議案であると考えます。先ほど尾口委員からも色々ご指摘がなされましたが、どのように、継続して、当然ですけど、生産緑地としてやっておられるということを確認というのはどの程度の期間でされておられるんですか？

事務局 申出があって、1週間から2週間以内に現場の確認に行きます。  
現場の確認に行って、先ほども見たように、もう田んぼで間違いない、というところは本人には会わないんですけども、ちょっと何を作っておられるか分からないところにつきましては、本人に会ってお話を聴くということをしています。それも含めて、だいたい2週間でやっているところでございます。そこで疑義が出た時に、農業委員会に話を聴きにいくということになります。

堀川委員 私が今お聞きしたのは、指定案を認定された後のその後の話も含めてです。

事務局 すみません。指定の公示をこの後していくんですけども、その後に見に行くことはしてないです。

堀川委員 生産緑地の1番大きなメリットは、おそらく税率面、それが生産緑地のいわゆる地権者の大きなメリットであると考えます。その中で、今後この指定案が、都市計画審議会の中で認定されて、もろもろの手続きはあるにしても、10年の延長をされると。その中で、一度、今、審議なり検査の時には、何かしらの生産をされておられたと。疑うわけではないですが、今後10年間、何かしらの生産をされておられるかどうか。今、生産緑地と言われている80幾ばくかの箇所を含めてですが、そのような、検査と言えはおかしいですが、確認というのは一切行っておられないんですか？

事務局 まだ指定したばかりなので行っていないということで、定期的には行かなければいけないと思いますので、定期的に行くようにしていきたいと思います。

議長 いかがでしょうか。他にございますでしょうか？これは今、審議して、ここで語ってるんですが、それが本当に中身がある申請であり、中身がある説明であり、そして審議していただいたということを、後でも確認しながらしっかりとやっていただきたいと思います。他にいかがでしょうか？  
なければ、本日の議案はこれで終わりたいと思います。それでは事務局お願いします。

司会 春名会長ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、ありがとうございました。  
これをもちまして、第66回大和郡山市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。